

平成28年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（平成28年12月20日）

議事日程（第3号）	103
日程第1 議案第67号	宇治田原町公平委員会委員の選任について…………… 106
日程第2 議案第68号	宇治田原町教育委員会委員の任命について…………… 106
日程第3 議案第59号	宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を 制定するについて…………… 107
日程第4 議案第62号	宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定する について…………… 107
日程第5 議案第64号	土地の取得についての議決の一部変更について…………… 107
日程第6 議案第65号	土地の取得についての議決の一部変更について…………… 107
日程第7 議案第66号	京都地方税機構規約の変更について…………… 107
日程第8 議案第63号	宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 を制定するについて…………… 111
日程第9 議案第54号	平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号） 112
日程第10 議案第55号	平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業 勘定）補正予算（第3号）…………… 112
日程第11 議案第56号	平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算 （第2号）…………… 112
日程第12 議案第57号	平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）…………… 112
日程第13 議案第58号	平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1 号）…………… 112
日程第14 議案第60号	宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員 で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条 例を制定するについて…………… 112
日程第15 議案第61号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例を制定するについて… 112
日程第16 請願第1号	建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図 るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願…… 119

日程第17	意見書第3号	建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を 求める意見書（案）	120
日程第18	発委第1号	新名神高速道路建設に関する特別委員会の設置につ いての決議（案）	121
日程第19	閉会中の継続調査の申し出について		123

平成28年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月20日

午前10時開議

- 日程第1 議案第67号 宇治田原町公平委員会委員の選任について
- 日程第2 議案第68号 宇治田原町教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第59号 宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定  
するについて
- 日程第4 議案第62号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつ  
いて
- 日程第5 議案第64号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 日程第6 議案第65号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 日程第7 議案第66号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第8 議案第63号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制  
定するについて
- 日程第9 議案第54号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第55号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)  
補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第56号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第12 議案第57号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第13 議案第58号 平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第60号 宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常  
勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定  
するについて
- 日程第15 議案第61号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第16 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよ  
う国に働きかける意見書の提出を求める請願
- 日程第17 意見書第3号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める

意見書（案）

日程第18 発委第 1号 新名神高速道路建設に関する特別委員会の設置についての  
決議（案）

日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	田中雅和	君
教育	長	増田千秋	君
総務部	長	久野村観光	君
健康福祉部	長	光嶋隆	君
建設事業部	長	野田泰生	君
教育部	長	黒川剛	君
総務課	長	清水清	君

企 画 財 政 課 長	奥 谷 明 君
税 住 民 課 長	長 谷 川 み どり 君
介 護 医 療 課 長	青 山 公 紀 君
健 康 児 童 課 長	立 原 信 子 君
建 設 環 境 課 長	垣 内 清 文 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	山 下 仁 司 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	馬 場 浩 君
社 会 教 育 課 長	岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時03分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**◎議案第67号の質疑、討論、採決**

○議長（田中 修） 日程第1、議案第67号、宇治田原町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。本案は原案どおり同意することに決しました。

---

**◎議案第68号の質疑、討論、採決**

○議長（田中 修） 日程第2、議案第68号、宇治田原町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第68号の採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

### ◎議案第59号、議案第62号、議案第64号～議案第66号の委員長

#### 報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 会議規則第37条により、日程第3から日程第7、議案第59号及び議案第62号並びに議案第64号から議案第66号までの5議案を一括議題といたします。

5議案につきましては、12月7日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○総務建設常任委員会委員長(垣内秋弘) 皆さん、改めておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました5議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第59号、宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、従前の農業委員は23名で、法律改正に伴う条例改正により農業委員14名、農地利用最適化推進委員9名の合計23名とのことであるが、地区割りはどうなるのかとの質疑があり、現在、案の段階ではあるが、基本的には推進委員9名ということで地区を従前から9ブロックに分けている状況であり、推進委員については1地区ごとに1人として9名を配置し、農業委員14名で各地区を補う予定であるとの答弁があったところであります。

次に、議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、町民税に係る改正について、法人税割を引き下げること  
で町の減収はどうなるのかとの質疑があり、法人税については景気の動向が大きく左右  
されることもあり、正確に3年先のことを予想することは困難であるが、27年度の決  
算の課税標準額を使用して還付等を考慮に入れずに論理値で算出するならば、約  
5,000万円程度の減収となる見込みであるとの答弁があったところであります。

次に、議案第66号、京都地方税機構規約の変更については、審査の結果、賛成多数  
で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第64号、土地の取得についての議決の一部変更については、審査の結果、  
全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第65号、土地の取得についての議決の一部変更についても、審査の結果、  
全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、用地取得が困難であるとのことであるが、用地買収でき  
る見通しはあるのかとの質疑があり、事業に対してご理解いただけない状況にあり、難  
しい状態であるが、引き続き用地取得に向けて交渉をさせていただいているとの答弁が  
あったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました5議案について、一括して委員長報告に  
対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第59号、宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定  
するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第59号は委員長の報告のとおり  
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決され  
ました。

日程第4、議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論はございませんか。山本君。

○7番（山本 精） ただいま議題となっております議案62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

今回の税条例の改正は、2016年3月に国が行った税条例改正を受けて行われるものですが、消費税10%への増税を前提に地方自治体間の税収格差拡大を是正するためにと、法人町民税率を9.7%から6.0%へ引き下げ、その相当分を国税の地方法人税で引き上げ、交付税の原資の一部にするとしています。

委員会審議の中で法人住民税の引き下げによる税収減は、町の2015年ベースでの試算では年間約5,000万円程度と言われています。減税分は財政力に応じて交付税で措置されるとのことですが、実際にどれだけ交付されるかは、詳細は不明というのが現状です。

三位一体改革以降、地方交付税が減らされたまま、その流れに沿って国が自治体の財源をさらに取り上げることなど、到底容認できません。また、消費税の増税が前提でつくられた法律に伴った改正であり、その消費税の増税が2年半据え置かれる中で、措置される交付税の保証も明らかにならない条例改正には反対です。

そもそもこのようなやり方は、地方交付税制度にふさわしくありません。自治体間の格差是正は、本来、地方交付税の財源保障と税制調整の両機能の充実、町下で行われるべきものです。このような手法での格差是正は所得の低い人ほど負担が重くなる、国民の暮らしと中小企業の営業を破壊する消費税を地方財政の財源に据えるものであり、容認できません。

また、スイッチOTC薬の医療費控除の特例を否定することについて、医師の判断ではなく自己判断で市販薬を服用することへ拡大しかねないものであり、薬の間違った普及により、症状をさらに重い状況にしてしまうことにつながりかねません。望ましい医療のあり方からしても、危険のある制度であることを指摘して反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第62号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第64号、土地の取得についての議決の一部変更についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第65号、土地の取得についての議決の一部変更についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第65号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第66号、京都地方税機構規約の変更についての討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○10番(今西久美子) ただいま議題となっております議案第66号、京都地方税機構規約の変更につきまして、反対の立場から討論を行います。

京都地方税機構は、2011年4月から徴収業務を本格開始いたしました。税機構の設立趣旨は、徴収率の向上とコスト、人員の削減となっております。少ない職員で徴収率の向上を求めるがゆえに、住民の生活を無視した差し押さえが横行し、住民の苦難を増す結果となっております。税機構は、徴収事務のみでなく、今後、課税事務も共同化し

ようとしていますが、これは地方自治体の課税自主権を侵害するものであります。

今回の規約の変更は軽自動車の申告書の受付審査を税機構が行えるようにするものですが、このことは課税事務の共同化に向けた布石であると言えます。税機構の事務を拡大する今回の規約の変更については反対です。

以上、討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第8、議案第63号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましては、12月7日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、谷口整君。

○文教厚生常任委員会委員長（谷口 整） 改めまして、おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託をされました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第63号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、本町には現在、改正内容の対象となる者はいないということでありましたが、昨日審査をされた税条例の改正も同じ内容部分があるが、そのほかに日本と台湾の関連で関係する町の条例はないのかという質疑があり、関係する条例改正は、税条例と国保税条例の2条例であるとの答弁があったところあります。

以上、文教厚生常任委員会に付託をされました1議案についての委員長報告といたし

ます。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第63号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第54号～58号、議案第60号、議案第61号の委員長報告、  
質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第9から日程第15、議案第54号から議案第58号及び議案第60号並びに議案第61号の7議案を一括議題といたします。

7議案につきましても、12月7日の会議で補正予算特別委員会に付託を行っておりますことから、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。補正予算特別委員会委員長、山内実貴子君。

○補正予算特別委員会委員長（山内実貴子） おはようございます。

それでは、補正予算特別委員会に付託されました7議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

まず、議案第54号、平成28年度一般会計補正予算（第3号）については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、職員人件費について、人事院勧告に準じて改定されているが、職員団体との協議はどのようになっているのか、また、支給の時期はいつごろを予定しているのかとの質疑があり、職員組合の方から2016賃金改定に関する要求書

の提出があり、12月1日に改定についての妥結書が提出されたところである。また、支給時期については年明けで調整しているとの答弁があったところです。

ふるさと納税推進事業について、ふるさと納税に対する返礼品を充実されたが、返礼品の考え方と将来に向けての方策はどう考えているのかとの質疑があり、過度な返礼品は差し控えるべきとの国からの通達もあり、また、民間のポータルサイトに掲載する予定をしていることから5割相当としている。町のPR強化と町内事業者の宣伝になればと考えており、事業の状況を見定める中で、よりよいものとしていきたいとの答弁があったところです。

地籍調査事業について、公図混乱地域や二線引き等もあり、大変な事業であると思うが、町全域を実施するのかとの質疑があり、公図に存在する山林、農地、宅地などの各地籍や民有地以外の里道、二線引き畦畔などの官有地を含む境界確定業務を行い、地籍調査を町全域で実施することを目標としているとの答弁があったところです。

また、趣旨にある森林管理面、災害復旧時の関係で地権者も困っておられるが、地籍調査を実施している先進地はどのように活用されているのかとの質疑があり、既に全域を実施された自治体もある。今後、地籍調査を実施することで、将来の町の道路事業、また民間で行われる土地利用の中での事業の活用を生かしていきたいと考えているとの答弁があったところです。

一時保育施設等整備事業について、増築位置は保育所のどの場所になるのか、また、大人用のトイレを整備する計画はあるのかとの質疑があり、限られた敷地において、動線を考えながらさまざまな検討を進めている。また、職員の手洗いについては、保育に必要なスペースを確保する中で、設置について検討していきたいとの答弁があったところです。

また、駐車場については、送迎時、非常に混雑するので、職員の駐車場を別に整備する考えはあるのかとの質疑があり、混雑の状況は把握しているので、近隣での職員の駐車場確保に向け取り組んでいるとの答弁があったところです。

次に、議案第55号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第56号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第57号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、職員人件費について減額となっているのは、職員の減によるものであり、1人当たりの仕事量が増えることになるが、下水道と上水道で明確に分かれているのかとの質疑があり、予算については、明確に分かれているが、業務については3係が協力体制をもって行っているとの答弁があったところです。

次に、議案第58号、平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第60号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、職員の給与に関する条例と特別職の給与に関する条例が、なぜ1つの議案になっているのかとの質疑があり、関連する条例であるので、「及び」で括り2つの条例を1つの議案として提出したとの答弁があったところです。

また、扶養手当の改正に伴い、職員全体では増額、減額の割合はどうなるのかとの質疑があり、7割の職員が増額となり、3割の職員が減額となる見込みであるとの答弁があったところです。

次に、議案第61号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ここで、この場で暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時37分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山内実貴子君。

○補正予算特別委員会委員長（山内実貴子） 先ほどご報告いたしました議案第60号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

の一部を改正する条例を制定するについてのご報告で、審査の結果、賛成多数とご報告いたしました。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、訂正させていただきます。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました7議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。今西久美子君。

○10番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第54号、宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきまして、反対の立場から討論を行います。

今回の補正により一時保育施設等の整備が予算化をされました。これにより、これまでホールの舞台上に追いやられていた一時保育室が確保され、さらに年度途中の入所にも対応できるとのことです。保育所の増築につきましては、以前から指摘をしていたことでもあり、評価するものです。

反対理由の第1点目は、議員特別職の期末手当の増額についてです。今議会の文教厚生常任委員会で説明されました地域福祉計画素案の背景には、非正規雇用の増加や若年者の失業問題、母子家庭や高齢者、障がい者等、就労しても十分な生活費を得られないなどの貧困問題の表面化があるとしています。ボーナスがない方も大勢おられる中、町長の期末手当については約10万円もの引き上げとなります。何でも人勧どおりでは、住民の理解は得られないと思います。

2点目は、新庁舎建設事業についてです。基本設計、実施設計、模型作成、地質調査などに1億500万円の予算が計上されています。しかし、町は建設予定地について、住民に対する十分な説明責任を果たしていません。だからこそ、住民の中に不満や不安が渦巻いているのです。基本設計に進む前に、住民の意見を聞く、また理解を得る努力をすべきであり、今回の予算計上は時期尚早と考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（田中 修） 次に、原案に賛成の発言を許します。谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいま議題となっております議案第54号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

国においては、10月に平成28年度第2次補正予算が成立し、未来への投資を実現する経済対策として、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現、構造改革と未来への投資の加速を推し進められておるところでございます。

西谷町長は、この4年間、さまざまな分野に積極的に取り組まれ、その任期中における最終予算として今回の補正予算を提案されたところであり、この内容については、国における第2次補正予算に関連した臨時福祉給付金や地籍調査事業をはじめ、保育ニーズに対応した一時保育施設等整備事業など住民生活に影響のある補正予算もあり、その前線で活躍いただいております職員の人事院勧告に伴う給与改定も含まれております。

また、平成32年の開庁を見据えた新庁舎建設事業や宇治田原山手線の整備事業など、西谷町長の1期目総仕上げとなる重要な事業費が計上されており、未来に向けた積極的な補正予算であると高く評価をするものであります。これら庁舎移転や宇治田原山手線は、未来に向けた新しいまちづくりの根幹をなすものでありますので、先ほどの反対討論に一部ありましたが、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明とさらなる理解を求める努力を申し添え、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）に対する賛成をいたします。

議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第55号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第55号は委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第56号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第57号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第58号、平成28年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第60号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第60号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第61号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○10番(今西久美子) ただいま議題となっております議案第61号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、反対の立場から討論を行います。

この間、議員報酬は20万円から24万円と2割もの引き上げが行われました。さらに、期末手当については連続して引き上げが行われています。私どもは、消費税増税や年金の減額、社会保障費の連続改悪などにより住民生活や中小企業等の営業が厳しいこと、また勤労者の平均賃金の減、非正規雇用の増大などで住民の暮らしと営業が深刻なとき、議員はその実態に身を寄せて役割を果たすことが求められており、議員報酬や期末手当の引き上げは住民の理解が得られないとして反対をしておりました。

今回の期末手当引き上げについても、同様の理由から反対といたします。

○議長(田中 修) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第61号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第16、請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件は、総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、付託委員会における審査の経過と結果について、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○総務建設常任委員会委員長(垣内秋弘) それでは、総務建設常任委員会に付託されました請願につきまして、委員長報告を申し上げます。

請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願の審査の経過と結果について報告いたします。

本請願は、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済とアスベスト問題を早期解決するため、国に対して意見書を提出してほしいとの趣旨であります。

委員会の審査の過程で述べられた意見を要約して申し上げますと、賛成の立場から、アスベスト問題にかかわってきた中で、スーパーゼネコンはほとんどが救済されているが、零細企業、すなわち孫請やひ孫請の労働者がまだ救済されていない状況にある中で、大事なことであると考えたとの意見を述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、全会一致と採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(田中 修) 総務建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

これより、請願第1号についての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、請願第1号を採決いたしたいと思います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願は採択することに決定いたしました。

---

### ◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第17、意見書第3号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。総務建設常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○総務建設常任委員会委員長（垣内秋弘） 意見書第3号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）に係ります提案理由の説明を申し上げます。

アスベストを大量に使用したことによるアスベストつまり石綿被害は、多くの労働者、国民に広がっております。現在でも、建物の改修・解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害となっております。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理でも被害の拡大が心配されております。

欧米諸国では製造業の従事者に多く、また日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴であります。これは輸入されました今まで約1,000万トンとも言われております石綿の80%から90%は建設資材に使用され、建築基準法などで不燃化、耐火工法として石綿の使用を進めてきたことに大きな原因があります。

建設業は、重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定にも多くの困難が伴い認定されないことが多々あるほか、多くの製造業で支給されております企業独自の上乗せ補償も充実していないことが実態であります。

国は2006年に、石綿による健康被害の救済に関する法律を成立させました。その後も医療費・療養手当の支給対象期間等の拡大等の改正を行っていますが、補償内容としては不十分なもので、被害者及び遺族の生活も含めた補償の充実や救済基金の拡充など、制度の抜本改正を求める声が上がっております。石綿による疾病は、長期間経過した後発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例もあり、医学的認

定基準を満たされず、労働災害の認定に結びつかない事例があります。2012年の東京地裁、2014年の福岡地裁、2016年の大阪地裁、京都地裁判決は、いずれも国の責任を一部認めたものとなりましたが、被害者の苦しみは今なお続いており、早期に労働災害が認定されることは、発症した建設業の従事者にとって大きな支えであり、建設業従事者に対する救済が図れることで、全てのアスベスト被害者に対する問題解決に波及するものと考えられます。よって、国に対し下記の事項を要請するものであります。

建設事業者におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

趣旨を十分ご理解いただきまして、議員諸侯の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、意見書第3号に対する質疑を行います。  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

---

### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（田中 修） 日程第18、発委第1号、新名神高速道路建設に関する特別委員会の設置についての決議（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、松本健治君。

○議会運営委員会委員長（松本健治） それでは、お手元に配付させていただいております発委第1号、新名神高速道路建設に関する特別委員会設置についての決議（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

本町議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

1、名称。新名神高速道路建設に関する特別委員会。

2、目的。新名神高速道路建設に伴い、幹線道路、都市計画道路等の総合的な道路交通体系の確立及び地域活性化に向けた調査研究。

3、委員定数。12人。

4、調査期限。調査が終了するまでということでございます。

理由といたしまして、新名神高速道路の建設に関する対策並びに周辺地域の振興、発展、新たな活性化の方策を図っていくためということでございます。

以上、新名神高速道路建設に関する特別委員会設置についての決議（案）についてのご説明とさせていただきます。趣旨を十分にご理解をいただきまして、議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます、私の説明とさせていただきます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

これより、本案の採決をいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時13分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

ただいま休憩中に新名神高速道路建設に関する特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を発表いたします。

新名神高速道路建設に関する特別委員会委員長に3番、垣内秋弘君。副委員長に

11番、谷口整君と決定されましたので、ご報告申し上げます。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本案は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、これをもって平成28年第4回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時15分

○議長（田中 修） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、平成28年第4回宇治田原町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月7日に開会されました平成28年第4回定例会が、本日をもって閉会となりましたが、議員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中にもかかわらず連日にわたりまして本会議や委員会などにご出席をいただき、平成28年度一般会計補正予算案をはじめ、上程させていただきました全ての議案につきまして、慎重審議の上、原案どおりご可決、ご同意をいただきましてまことにありがとうございました。

また、今回、常任委員会及び特別委員会で大変お世話になりました正副委員長様には厚く御礼を申し上げます。

ご可決をいただきました予算につきましては、今後、適正な執行に努めてまいりますとともに、会期中におけます一般質問や各常任委員会などで賜りましたご意見やご要望などにつきましては、十分検討させていただきます中で、今後の町政の進展に生かして

まいりたいと考えております。

さて、国におきましては、先日、与党が来年度の税制改正大綱を決定するなど、平成29年度予算の編成作業が大詰めを迎えております。地方交付税におきましても、総務省と財務省との大臣折衝が行われ、前年度比で4,000億円減少し、5年連続の削減となる見込みであります。

このような状況から、来年度の町財政運営につきましても非常に厳しいものが予想されるものではございますが、宇治田原山手線整備や新庁舎建設事業等の大型公共事業をはじめ、第5次まちづくり総合計画の着実な推進に向けまして、京都府とも協調の上、国の予算に示される各事項に十分協議、検討を加え、平成29年度の予算編成を行っていかねばならないと考えているところでございます。

さて、私は平成25年2月に第16代宇治田原町長として、住民の皆様方から信託を賜り、就任をさせていただきました。つきましては、今期最後の本会議となりましたことから、今日までいただきました皆様方の温かいご厚情に対しまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

町長就任以来、私の基本理念であります住民も行政も心を一つに、誰からも「好きやねんうじたわら」と言われるまちづくりの実現に向け、農林商工業の振興はもちろん、観光によるまちづくりの推進、福祉・教育・子育て支援の充実、安心・安全なまちづくりの推進など、さまざまな施策に積極的に取り組んできたところでございます。

この4年間を振り返りますと、我が国の経済情勢は、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、地方においては、まだまだそれに実感するまでは至っておりません。このような中、政府は3本の矢に続き、一億総活躍社会への挑戦として新たな3本の矢を放つとともに、急速な人口減少と高齢化社会という課題を克服すべき、地方創生に向けた取り組みを本格化させたところであります。こうした厳しい社会経済情勢の中ではありましたが、議員の皆様方をはじめ、住民の皆様方のご支援とご協力を賜りながら、宇治田原町が着実な前進を遂げられましたことに大きな喜びを感じておるところでございます。

そうした中、新年の2月には町長選挙が予定されておりますが、今議会での一般質問で、また先日来、区長会をはじめ農林商工団体など多くの皆様方から力強い出馬要請をいただき、非常にありがたく感謝をしているところでございます。この上は皆様からお寄せいただきました大きなご期待に背くことなく、さらなる宇治田原町の発展と住民の福祉の向上のため、「百万一心」の気持ちで、まちづくりにさらに邁進する決意を固め

た所存でございます。議員各位におかれましては、どうか今後とも倍旧のご指導とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げる次第でございます。

いよいよ年の瀬、寒さも毎日厳しくなっておりますが、議員各位におかれましては、どうかご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご期待申し上げますとともに、どうかご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えくださいますよう心からお願いを申し上げ、12月議会定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

○議長（田中 修） ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 谷 口 重 和

署 名 議 員 谷 口 整